

産業廃棄物処分業許可証

住 所 滋賀県彦根市野田山町833番地2

氏 名 株式会社成功産業
代表取締役 山野浩子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

滋賀県知事 三日月大造

許可の年 月 日 令和 5 年 6 月 27 日

許可の有効年月日 令和 10 年 5 月 11 日



1. 事業の範囲

処分業（中間処理）

事業の区分：中間処理 [破砕]
産業廃棄物の種類

廃プラスチック類／紙くず／木くず／繊維くず／ゴムくず／金属くず／ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず／工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（以上 8項目）

2. 事業の用に供するすべての施設

破砕施設

設置場所：滋賀県彦根市野田山町833番地2

設置年月日：平成20年3月26日

処理能力：廃プラスチック類3.6t/日、紙くず2.0t/日、木くず4.0t/日、繊維くず0.9t/日、ゴムくず4.4t/日、金属くず4.7t/日、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた物を除く。）及び陶磁器くず4.2t/日、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物4.8t/日

3. 許可の条件

「なし」

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 20 年 5 月 12 日 新規許可

平成 30 年 5 月 12 日 更新許可

令和 5 年 5 月 12 日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無